

福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備事業における大規模修繕の概要等について

1 対象施設

- ア 特別養護老人ホーム（定員30人以上）
- イ アに併設される老人ショートステイ用居室
- ウ 養護老人ホーム（定員30人以上）
- エ ウに併設される老人ショートステイ用居室
- オ 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上。）

2 対象事業

既存施設において、老朽化が著しく使用に堪えず、入居者の安全等に影響が生ずるおそれがあるため改修が必要となった施設及び付帯設備の改修工事。

※令和9年度中に完了する計画が対象。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁改修、屋上等の防水工事。
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	利用者及び職員の生命身体に直接的な影響を与えるおそれのある、熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) その他大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね15年とする。

3 補助金額及び補助率

対象経費と、単価（1,400千円）×床数を比較し、少ない方の額に補助率（3/4）を乗じた額。

※ショート 単価：700千円（単価×1/2）

※単価は令和8年度時点のもの。令和9年度は変更となる可能性があります。

4 補助基準

- (1) 1施設の総事業費について、次により算出された金額以上のものを対象とする。なお、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものを対象とする。

施設延面積(知事が必要と認めた面積)(㎡)×4,000円

ただし、2の(3)の事業については、総事業費が300万円以上のものを対象とする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。